

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	令和元年度 第2回 みよし市行政改革推進委員会		
開催日時	令和元年9月19日(木) 午後2時から午後3時30分まで		
開催場所	みよし市役所 6階 601・602会議室		
出席者	(会長) 村松幸廣 (職務代理者) 鰐部兼道 (委員) 天野博道、都築一浩、小河壽久、丸山夏代、植松良太、柘植尚通 ※敬称略 (みよし市) 酒井副市長、今瀬教育長、山田政策推進部長、村田総務部長、 本田総務部参事、野々山市民協働部長、太田福祉部長、林子育て健康部長、 原田環境経済部長、柴田都市建設部長、溝口病院事務局長、深津教育部長、 山北教育部参事、廣瀬議会事務局長、竹谷監査委員事務局長 (事務局) 清水政策推進部次長兼企画政策課長、近藤副主幹、押領司主任主査、 岡本主事、森主事		
次回開催予定日	—		
問合せ先	政策推進部企画政策課 担当 押領司 電話番号 0561-32-8005 ファックス番号 0561-76-5021 メールアドレス kikaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	・議事録全文 ・議事録要約	要約した理由	
典 礼 清水課長	定刻になりましたので、ただいまから令和元年度第2回みよし市行政改革推進委員会を開催いたします。 委員の皆様方におかれましては、お忙しい中ご出席を賜りありがとうございます。 私は、議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます、企画政策課長の清水と申します。どうぞよろしく願いいたします。 本会議は、みよし市附属機関の設置及び運営に関する要綱に基づきまして、公開対象となっております。あらかじめご了承くださいませよう、よろしく願いいたします。 また、傍聴者の皆さま方におかれましては、受付の時にお渡しをいたしました注意事項をお守りいただきますよう、よろしく願いいたします。 なお、本日、三宅委員と岸委員におかれましては、ご欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告を申し上げます。 それでは、はじめに酒井喜市副市長よりごあいさつをさせていただきます。		

副市長	<p>改めましてこんにちは。市長に代わりまして副市長の私からごあいさつ申し上げたいと思います。本日は、委員の皆様、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。日頃は、本市の行政運営につきまして、格別なご支援、ご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、本日の会議でございますが、4年ごとに行う受益者負担の見直しにつきまして、内容を確認していただき、見直しを進めてまいりたいと考えております。</p> <p>委員の皆様方には、格別のご指導を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、あいさつに代えさせていただきます。よろしく願いいたします。</p>
典 礼 清水課長	<p>ありがとうございます。続きまして、村松会長からごあいさつをいただきたいと思います。お願いいたします。</p>
村松会長	<p>残暑厳しい折、委員の皆様、ご出席いただきましてありがとうございます。また、副市長をはじめ、部局長もご出席いただきありがとうございます。房総半島はじめ、首都圏を襲った災害によってパニック状態になり、まだ復旧が一部されていません。特に電気の復旧がなかなかできない、予測できないというような災害でありました。ヨーロッパ、アメリカでも異常気象に苛まれている状況であります。</p> <p>本市におきましても、これからまたどういう災害が起こるかどうかわからないということでもあります。是非とも安全・安心のみよし市を維持していただくよう、市民目線からさまざまな措置を講じていくことが重要ではないかと思っております。</p> <p>経済環境もあまりよくないという状況でございますので、そういった意味を含めて行政改革の重要さは、ますます高まってきているのではないかと思います。委員の皆様におきましては、忌憚のないご意見、ご質問等をいただき、活発な議論を展開したいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。以上で私のあいさつと代えさせていただきます。</p>
典 礼 清水課長	<p>ありがとうございます。それでは議事に入ります。議事の進行につきましては、みよし市行政改革推進委員会設置条例第6条の規定に基づきまして、会長に議長として議事進行をお願いいたします。それではお願いいたします。</p>
村松会長	<p>はい。それでは、会議次第に沿って議事を進めたいと思います。受益者負担の見直しについて、事務局からご説明をいただきたいと思っております。お手元に資料があるかと思っておりますので、ご覧いただきたいと思っております。</p> <p>それでは、事務局お願いします。</p>
事務局	<p>私、企画政策課の押領司と申します。よろしくお願い申し上げます。ここからは、着座にてご説明をさせていただきます。</p> <p>それでは、資料1「受益者負担の見直し（案）一覧表（使用料）」の資料に沿ってご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、全体的な事といたしまして、今回の見直しは、各課で所管している施設や手数料などの料金につきまして、基本方針に基づき算定をいたしました。</p> <p>最初に表の最上段の①から⑩の内容についてご説明をさせていただきます。</p> <p>表中①「利用区分」は、その施設等の利用区分、例えば「午前・午後・</p>

夜間」それぞれの料金なのか「1時間」ごとの単位の料金なのかを記載しています。基本方針においては、この区分を施設ごとに設定できることとしています。今回の料金については、この利用区分ごとに設定をしていますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

次に②「基本方針に基づく改定率」ですが、「各施設にかかる経費」を「最大収入額（現行料金で施設を最大時間利用した場合の年間収入）」で割った際の率が記載してあります。

次に③「激変緩和措置」です。基本方針において、改定率は上限150%とすることから、「適用」と記載されていると②の「改定率」が150%以上であることを示しており、その項目⑤の「計算料金」が上限の料金で算定されていることを示しております。

次に④「改定率の増減が10%未満」という欄がありますが、基本方針において、改定率の増減が10%未満であると「料金据置」とすることから、該当か非該当かを示しております。該当する場合について、この欄に該当と示しておりますのでご確認いただきたいと思っております。

次に⑤「計算料金」です。基本方針通りに計算した結果が示されております。こちらは③激変緩和措置や④が「据置」かどうか、端数処理など基本方針に沿って計算された⑤の「計算料金」を記載しております。

次に⑥「現行料金」です。こちらは現在定めてある現行料金を記載しています。

次に表中⑦「見直し結果」の列をご確認ください。

算定した結果を基に、事務局で「料金改定（基本方針通り）」、「料金改定（その他理由）」、「料金据置（基本方針通り）」、「料金据置（その他理由）」の4区分に分けて見直し結果を表記しております。

「料金改定（基本方針通り）」につきましては、過去3年の経費を確認して、算定した結果、基本方針通りに料金を改定したものになります。

「料金改定（その他理由）」につきましては、同じく経費を確認し、算定した結果、基本方針通りではなく、他市町との均衡を図るためなどの理由により料金を改定しているものになります。その理由につきましては、⑩に記載してあるという形になっております。

「料金据置（基本方針通り）」につきましては、同じく経費を確認し、算定した結果、「改定率の増減10%未満」などの理由により、料金を据置しているものになります。

最後に、「料金据置（その他理由）」につきましては、同じく経費確認し、算定した結果、基本方針通りの改定ではなく、近隣市町などの状況により、料金を据置しているものとなります。理由につきましては、同じく⑩に記載をしてあります。順番にご確認いただければと思います。

次に⑨になります。こちらは各担当課が計算料金を受けて、今回見直しをした結果の料金が記載してあります。

前後しますが、⑧にその結果、料金が「上がった」のか「下がった」のか「据置」なのかを矢印で示しております。

次に⑩ですが、⑤「計算料金」と⑨「料金改定案」が相違する場合の理由を記載してあります。

最後に⑪でございますが、他市町の類似施設の料金設定が記載されておりますので、参考にいただければと思います。

それでは、順番に確認していきたいと思っておりますので、資料1ページを

ご確認ください。

1「みよし市立学校施設の利用に関する条例」については、(1)「小学校運動場(8校)」から(5)「中学校武道場(4校)」までが対象となっております。(1)小学校運動場(2)中学校運動場につきましては、基本方針通り、「料金改定」することとしております。(3)小学校体育館(4)中学校体育館につきましては、改定率の増減が10%未満でありますので、基本方針通り「料金据置」としてしております。(5)中学校武道場につきましては、計算料金は「220円」でありましたが、⑩の理由により料金を現行の「300円」に据置くこととしております。

続きまして、2ページをご覧ください。2「三好文化広場の設置及び管理に関する条例」につきましては、明越会館の使用料を定めてございます。こちらにつきましては、改定率増減10%未満であり、基本方針通りの「料金据置」となっております。

続きまして、3「みよし市立老人憩いの家設置条例」につきましては、老人憩いの家の使用料を定めてございます。この中で、「集会室及び和室」につきましては、⑤の「計算料金」が「600円」でありましたが、⑩の理由により、現行料金「520円」に据置くこととしています。「給湯室」、「茶室」及び「図書室」につきましては、改定率増減10%未満でございましたので、基本方針通りの「料金据置」となっております。

続きまして、3ページにかけて記載されています、4「みよし市緑と花のセンター設置条例」についてでございます。こちらにつきましては、緑と花のセンターの使用料を定めてございます。この中で、2ページの「研修室」、3ページの「バーベキュー施設」・「ふれあいA広場」につきましては、基本方針通りの「料金据置」となっております。「調理加工室」及び「ふれあい農園」につきましては、それぞれ⑩に記載している理由により「料金据置」としています。

続きまして、3ページをご覧ください。5「みよし市コミュニティ広場設置条例」につきましては、(1)「テニスコート」、(2)「多目的広場」の利用料を定めてございます。(1)テニスコートの北部・南部につきましては、⑩の理由により「料金据置」としています。

それ以外の施設につきましては、基本方針通りの「料金改定」もしくは「料金据置」となっております。

続きまして、4ページに記載してあります、6「みよし市カリヨンハウス設置条例」についてでございます。こちらは「にぎわいプラザ」の使用料を定めております。こちらにつきましては、資料のとおり基本方針通りの「料金改定」もしくは「料金据置」となっております。

続きまして、4ページ・5ページに記載の7「みよし市社会体育施設の設置及び管理に関する条例」についてです。こちらは、(1)「旭グラウンド」、5ページに記載の(2)「みよし市ゲートボール・グラウンドゴルフ場」(3)「太陽の広場」(4)「きたよしグラウンド」の使用料を定めております。4ページの(1)「旭グラウンド」につきましては、「グラウンド」と「夜間照明」がありますが、どちらも基本方針通り「料金据置」及び「料金改定」となっております。(2)「みよし市ゲートボール・グラウンドゴルフ場」、(3)「太陽の広場」につきましては、計算料金が100円未満であります、⑩の理由により、料金を「0円」に据置くこととしております。(4)「きたよしグラウンド」につきましては

は、基本方針通りの「料金据置」となっております。

続きまして、8「みよし市都市公園条例」につきましては、5ページから9ページに渡り記載しています。(1)屋外体育施設使用料ですが、三好公園、三好丘公園、三好丘桜公園、黒笹公園がございます。6ページをご覧ください。(2)総合体育館使用料ですが、アリーナ等となっています。6ページから8ページの(3)総合体育館(附属施設)使用料、(4)保田ヶ池センター、9ページの(5)三好池カヌーセンター使用料を記載してございます。

順番に説明をしていきたいと思っておりますので、資料5ページをご確認ください。(1)屋外体育施設使用料の三好公園の「野球場」及び「野球場照明施設」につきましては、基本方針通り「料金改定」としております。三好公園の「陸上競技場」につきましては、⑩の理由により「料金据置」とし、「陸上競技場照明施設」につきましては、基本方針通りの「料金改定」としてしております。

続きまして、「弓道場」につきましては、基本方針通りに「料金据置」としてしております。

続きまして、「多目的広場」の三好丘公園、三好丘桜公園につきましては、条例の区分が1つの項目であり、低い額に合わせて料金を三好丘桜公園の「360円」に統一することにしております。

次に、6ページをご確認ください。テニスコートの三好公園、三好丘公園、三好丘桜公園、また、三好公園のテニスコートの照明につきましては、近隣市町と市内の同施設の料金を勘案し、「料金据置」としてしております。

最後に、黒笹公園の「多目的広場」と「照明」につきましては、それぞれ基本方針通りの「料金据置」と「料金改定」としてしています。

続きまして(2)総合体育館使用料です。6ページ、7ページにかけてですが、6ページの「アリーナ」及び「競技場の照明料」につきましては、半面料金をベースに料金を設定しており、基本方針通りの「料金改定」と「料金据置」としてしております。「アリーナ」の全面につきましては、⑩のとおり、少し端数が出てきてしまいますので、そこを勘案して料金設定をしてしております。

続きまして、7ページをご確認ください。「剣道場」、「柔道場」、「卓球場の全面、半面」、「ランニングコース」、「トレーニング室」「会議室の全面、半面」「個人利用」につきましては、基本方針通りの「料金据置」もしくは「料金改定」としてしております。トレーニング室につきましては、料金が増額となっておりますが、それ以外は「料金据置」としてしております。

続きまして8ページの(3)総合体育館の付属施設の使用料でございます。「競技場の冷暖房設備」および「柔道場・剣道場の冷暖房設備」につきましては、⑩の理由のとおり算定方法の見直しにより「料金改定」としてしております。

続きまして(4)保田ヶ池センター使用料でございます。こちらは、「大集会室」、「講習室」、「和室」のそれぞれ基本方針通りの「料金改定」としてしています。

続きまして9ページをご覧ください。(5)三好池カヌーセンター使用料でございます。「第1研修室」、「第2研修室」、「第3研修室」、「宿

	<p>泊（1室）」のそれぞれにつきまして、基本方針通りの「料金据置」としております。なお、宿泊の1室につきましては、1時間あたりの全室の利用時間帯から算出した金額の相当金額に設定をしております。</p> <p>最後になりますが、9「みよし市図書館学習交流プラザ設置条例」についてでございます。こちらは、9ページから11ページにかけて記載してありますが、「生涯学習センターの使用料」でございます。こちらにつきましては、すべて基本方針通りの「料金据置」となっておりますのでご確認いただきたいと思っております。</p> <p>長くなりましたが、以上が「使用料」についての説明でございます。よろしく申し上げます。</p>
村松会長	<p>受益者負担の見直しについて、ご説明をいただきました。委員の皆様、何か質問等ございますでしょうか。</p>
鰐部職務代理者	<p>全体の中の1つになりますが、6ページの総合体育館の使用料についてですが、全面と半面ということで、使用料がありますが、それにプラスアルファで次のページにいけますと、冷暖房について現行が9,300円、1時間につき改定案でも5,320円という書き込みがあります。</p> <p>だいたい団体で使うときには、1時間というような短い期間ではありません。3時間、4時間でバレーボール大会があると午前中全部使うことになる。これに対して、5,000円でも4時間使えば2万円になるということです。金額が冷暖房費とプラスアルファで使用料を足すと金額が大きくなるということで、少し何とかならないかなという意見を聞いております。冷暖房については、大きな体育館のため、費用がかかるのは確かですが、少しでも安くできれば、助かるというようなことを言われていますがいかがでしょうか。</p>
村松会長	<p>はい。ご説明をお願いします。</p>
教育部長	<p>今回の改定におきまして、この表に書いてありますとおり、1時間当たり9,300円だったものが見直しによって安くなったということになります。また、利用方法につきましては、利用団体によって様々であり、1時間単位で利用する団体もありますので、今後も同様に進めていきたいと考えております。</p>
鰐部職務代理者	<p>1時間なら、5,000円で済みますが、大会をやれば4時間かかり、4倍で5,000円でも2万円かかります。それに使用料もかかるため、大変だという意見も聞いております。少しでも安くなるとありがたいと思いますので、是非ともご検討していただきたいと思っております。今回は、見直していただいて、半額近い料金になっていますが、それでも高いため、何とか考えていただけるとありがたいです。</p>
村松会長	<p>この計算方法によって、電気代がどのぐらいかかってくるか、40%以上のディスカウントとなっておりますが、電気料という観点でみると、40%ディスカウントすることによって、市から拠出しなければいけないということであると思っております。ご説明をお願いします。</p>
教育部長	<p>電気、ガスの使用料の基本料金によって、使用料は算出されていますので、電気の自由化だとか、ガスの自由化もあって、安定してできるだけ安い所と契約することによって経費を節減できるということですので、そういったところで今後進めてまいりたいと考えております。</p>
村松会長	<p>その他、この件につきまして何かご意見はございますか。</p>

植松委員	聞き逃したかもしれないので確認ですが、算定方法の見直しによる改定、今のところの項目は、具体的にどういう見直しでしたか。確認をさせてください。
教育部長	冷暖房の関係のところに書いてある算定方法の見直しにおいて、ガスを利用しておりまして、前回の4年前算定方法ですが、ガスを機械の最大出力で計算をしました。 今回につきましては、最大出力ではなく、実際に稼動した分の出力を計算した結果、少し下がったということになります。
植松委員	実際の出力に合わせたということですね。分かりました。ありがとうございます。
鰐部職務代理者	ガスということは、ガスヒーポンでやってみえるということですね。
教育部長	はい。
村松会長	改定ということで、値下げということですよ。少し様子を見て、それでも利用される市民の方々が納得できないとなれば、また次の改定の際にもう一度見直すということではいかがでしょうか。
鰐部職務代理者	ママさんバレーも存続の危機であり、使用料も高いし、団体競技が薄れていくのではないかと。無償化するからどんどんやってください。というスポーツ振興をしていただけるとありがたいと思います。 色々な面から、団体競技の活動が薄れてきている状況がありますので、消滅してしまいます。
村松会長	コミュニティのあり方としては、少し寂しいところがありますが、どうでしょうか。
副市長	費用だけではなく、そういった面で振興をはかりたいと思います。そもそも、光熱費自体を下げていくという動きは、市民にとっても当然良い話だと思いますので、そういったところに力を入れながら、今後やっていきたいと思っています。
鰐部職務代理者	分かりました。色々検討していただいて、スポーツ振興もお願いしたいと思います。
村松会長	振興策をもう少し強化するとか、そういった形でいかがでしょうか。
鰐部職務代理者	はい。ありがとうございます。話し合いをプラスアルファでしていただけると助かります。
村松会長	コミュニティのあり方というのは、ありますけども、市民が楽しめる場というのが減りますと、市の活性化は薄れていきますので、その点はよろしくお願ひしたいと思っています。 その他何かございますでしょうか。 なければ、次の資料2「手数料・その他収入」につきまして事務局から説明をお願いします。
事務局	引き続き、押領司からご説明をさせていただきます。 それでは、資料2をご準備ください。そちらの資料に沿ってご説明いたします。使用料と同様の考え方で、⑧料金改定(案)を基に事務局で4区分に分けて見直し結果を表記しています。 1から順に確認していきたいと思いますので1ページをご覧ください。1「みよし市手数料条例」につきましては、(1)「証明、閲覧等に関する手数料」、2ページに記載されてあります(2)「情報公開・個人

情報保護条例関係手数料」(3)「屋外広告物許可手数料」(4)「租税特別措置法関係手数料」を見直しの対象としております。

条例に定めているそれ以外の手数料につきましては、政令や県手数料に準拠しているという理由により、見直しの対象外となっております。

それでは、1ページに戻りまして、(1)「証明、閲覧等に関する手数料」を説明させていただきます。資料につきましては、「住民票関係発行手数料」、「税関係の手数料」、「それ以外の手数料」にグループ分けしております。まず、上段の住民票関係の手数料を説明させていただきます。こちらにつきましては、資料のとおり、8件全て「料金据置」となっております。ただし、「住民票記載事項証明」、「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」及び「印鑑登録証再交付」の3件につきましては、⑨「その他理由」により「料金据置」としております。

次に、中段の税証明関係でございますが、見直しの結果は9件すべて、⑨「その他理由」により「料金据置」としております。

2ページ上段をご覧ください。それ以外の手数料関係ですが、地籍調査に関わる手数料となっております。こちらにつきましても3件すべて、⑨「その他理由」により「料金据置」となっております。

続きまして、(2)「情報公開・個人情報保護条例関係手数料」でございます。こちらは、3件あります。「文書等(カラー以外の複写)」「電磁的記録(光ディスクに複写)」については、近隣との均衡という理由により「料金据置」となっております。「文書(カラーの複写)」については、基本方針通りの「料金据置」となっております。

次に(3)「屋外広告物許可手数料」です。こちらにつきましては、13件すべて⑨の記載のとおり、元々は県の手数料に準拠しておりましたが、県内全ての市町村に権限移譲され、愛知県手数料条例に規定がなくなり、各市町の条例に規定されることになったものでございます。今回、西三河各市において手数料の見直しについて調査を行ったところ、料金改定を予定している市町はなく、県内各市町の均衡を図るということで、「料金据置」としております。

(4)「租税特別措置法関係手数料」につきましては、⑨「その他理由」により「料金据置」としております。

続きまして、2「みよし市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」でございます。2ページの下段をご確認ください。

条例内の(1)「土地」(2)「建物」に関する手数料でございます。こちらにつきましては、基本方針通り「料金改定」としております。

次に3ページをご確認ください。

3「みよし市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」でございます。こちらは、(1)「ごみ」(2)「し尿」(3)「一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可手数料」(4)「自己搬入」を定めてございます。

(1)「ごみ」につきましては、主に尾三衛生管内市町において同一料金としているため、「料金据置」としております。(2)「し尿」につきましては、それぞれ⑨の理由により「料金据置」としております。(3)「一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可手数料」の「許可手数料」につきましては、尾三衛生管内市町において同一料金としているため、「料金据置」としております。下段の「再交付手数料」につきましては、近年の処理件数の実績がないため、「料金据置」としております。(4)

	<p>「自己搬入」につきましては、基本方針通り「料金改定」することとしております。</p> <p>次に、4「みよし市やすらぎ霊園条例」でございます。</p> <p>こちらは、「やすらぎ霊園管理料」が対象となっております。⑨の理由のとおり「料金据置」としてしております。</p> <p>次に、5「みよし市都市公園条例」内に定めてあります、(1)土地と4ページ以降の(2)附属設備が見直しの対象となっております。</p> <p>「(1)土地」につきましては、基本方針通りの料金改定となっております。「(2)総合体育館の附属設備」につきましては、資料のとおり16件すべてにおいて、「近隣市町との均衡」により「料金据置」としてしております。</p> <p>次に、6「みよし市社会体育施設の設置及び管理に関する条例」の旭グラウンドに設置してある「コインシャワー」でございます。こちらは、過去3年に利用実績がないため、「料金据置」としてしております。</p> <p>次に、7「みよし市放課後児童クラブ条例」に定めてあります、「放課後児童クラブ保護者負担金」でございます。こちらは、子育て支援の充実を図ることと近隣市町の料金を考慮し、「料金据置」としてしております。</p> <p>次に、5ページをご覧ください。8「みよし市図書館学習交流プラザ設置条例」に定めてある、「図書館学習交流プラザ使用料の附属設備使用料」になります。「陶芸窯」につきましては、⑨の理由により「料金据置」とし、「移動式プロジェクター」につきましては、基本方針通りに「料金据置」としてしております。</p> <p>次に、9「みよし市カリヨンハウス設置条例」に定めてあります、「附属設備使用料」でございます。「拡声装置」、「映像装置」とともに基本方針通りの「料金改定」としてしております。</p> <p>次に、10「その他の使用料・手数料」でございます。(1)「複写機使用料」につきましては、基本方針通り「料金据置」としてしております。</p> <p>(2)「サンライブ託児利用料」につきましては、⑨の理由により「料金据置」としてしております。(3)「都市計画図委託販売料」につきましては、「都市計画図(1/2500)の複写」及び「都市計画図(白図)」につきましては、基本方針通りの「料金改定」としてしております。「都市計画図」につきましては、近隣市との均衡により「料金据置」としてしております。</p> <p>以上が「手数料・その他収入」の説明でございます。よろしく申し上げます。</p>
村松会長	<p>今、説明いただきました。委員の皆様質問をお願いします。何か気がついた点やご指摘はいかがでしょうか。</p>
植松委員	<p>細かい所で恐縮ですが、「屋外広告物」とか「手数料」で、改定案の説明をすごく丁寧に書いていただいているので、経過がこのとおりだなと理解しました。</p> <p>県から権限移譲されており、他市町との均衡をはかる、ということは理解できるのですが、仮にこのまま開示されたときに、よく分からないと思うのですが、コスト的にはもう少し安い感じですか。</p>
都市建設部長	<p>部分的な意味合いということですか。</p>

植松委員	全体的にコストが分からないし、変えようがないです、というようなご説明かなと思って聞いていたのですが、そうすると、とりわけ高いほうとか、価格が違うと思う人が逆に増えるのではないかなと思うのですが。
都市建設部長	今、そちらに表記させていただいている計算料金につきましても、今回計算をさせていただいて対応をしています。 近隣市町との均衡等を考慮したなかで、据置をした形になります。
植松委員	少し説明が丁寧すぎるかなと思いました。ありがとうございます。
村松会長	他によろしいですか。
天野委員	6番目の旭グラウンドのコインシャワーですが、過去3年間の利用実績がないため料金据置と書いてありますが、使い勝手が悪いから利用実績がないのか、旭グラウンドのコインシャワーが全くいらないから利用実績がないのか、これはなぜでしょうか。少し疑問に思いました。
教育部長	旭グラウンドのコインシャワーは、故障しておりまして、修理がまだできておらず、利用できない状態になっています。
村松会長	市民からの要望はないですか。直して欲しいというような。
教育部長	はい。今のところはありません。
鰐部職務代理者	いらないということですかね。コインを入れたが出ないということはないですか。
村松会長	コインを入れることもできないということですか。
教育部長	はい。管理の者がいますので、そこでご説明をさせていただいています。
村松会長	故障しているところは確認してほしいと思います。撤去すると撤去費用がかかりますので、また検討をして欲しいと思います。 他に何かございますか。
鰐部職務代理者	し尿ですが、1人につき1か月など、注意書きを見ていると、下水道の整備等に伴う一般廃棄物の合理化に関する特別措置法に則り、し尿汲取り事業者の安定経営のためということで、多少高い金額が課されています。古いアパートならば、下水に接続していただかなければいけないが、し尿料金が安いためにこのまま放置されているというのが現状ではないかと思います。し尿業者は、原価が高くて負担だと思いますが、できれば下水に接続するような方向にもっていけるような指導をしていただけると良いと思います。 し尿の下水につなぐと水道料金が倍額近くに上がったといっている人もいますので、取組の指導をしてもらいたいと思います。
村松会長	はい。その点についてお願いします。
環境経済部長	アパート等の建替えの時期に接続していただけるよう、転換の時期にお勧めしながら進めてまいりたいと思っております。
都市建設部長	下水の体系につきましては、実際し尿で行われており、目の前に下水があってもつなげないというのは、今話にもありましたように老朽化等でつなごうとすると、施設費用が別途かかってしまうのが1つ理由ではあります。そこまで至っていないところもあり、できあがったときには下水につないでいただくようお願いしていきたいと思っております。

	でご理解をお願いします。
村松会長	難しい問題ですが、説得しながら進めていただきたいと思います。
小河委員	今話題となっている問題と関連して、農業委員会では、家を建てるときに農地の転用を審議されることがあります。その中で、浄化槽を使うという家が結構あります。最初に本管に接続する負担が過重で、浄化槽に逃げているのではないかと思います。既に家があった場合には、自己負担ゼロでやってもらいましたが、その後全額となると、自己負担が0%から100%でギャップが大きすぎるため、何か助けるようなことを考えてあげると、浄化槽の使用を減らすことができる、若しくは減らすような施策を考えていただきたいと思います。
村松会長	実態について説明していただけますか。
都市建設部長	農業集落排水事業はほぼ終わりまして、農地を転用されて分譲住宅を造られた場合には、今回の受益者負担で行っていただいています。当初の農業集落排水事業においても、本管は皆様のご負担ゼロではなく、枘をつけていただく受益者負担金をいただいておりますので、全くのゼロではございません。個々に管の工事費については、負担をしていただくことをやっている中で、利子補給の制度等については整備をしているところではあります。可能であれば、考えていきたいと思っております。今の段階では、具体的に何がやれるということはないためご理解をお願いします。
村松会長	よろしいですか。距離があると、どうしても200万、300万かかってしまう。
鰐部職務代理者	本管が遠いとか農地の真ん中に家が建つのは、大きな問題点です。下水の本管が届いていない所にあると、何百メートルとひかなければいけないため、もう少し見直さないと、虫食いだらけの農地になり、これから開発をしようとしても、虫食いの中で開発するのは難しくなると思っています。それが許可されると問題かなと思います。この点を含めて都市計画の人には考えていただきたいと思います。
都市建設部長	市でやれること、やれないことがございまして、許可できる内容であれば、許可せざるをえないと思っております。虫食い状況で建てられるのは好ましくないため、市街化区域、市街化調整区域がございまして。そうしたところを含めながら土地利用を考えていきたいと思っております。
小河委員	実際問題として、田んぼの中に家が建つというケースはそんなにありませんよね。
村松会長	そのため、目立ってしまうことがありますよね。現場では難しいかもしれません。 他にございますでしょうか。よろしいですか。他になければ、次の資料3にいきたいと思っております。 「講座受講料」につきまして事務局からご説明をお願いします。
事務局	ご説明の前に、資料の修正をしていただきますようお願いいたします。修正箇所につきましては、(1)「講座受講料」、(2)「資料館講座受講料」の、⑦と⑧でございまして、資料には、⑧料金改定案が650円となっておりますが、実際は460円の間違いでございまして。それにより、⑦も「料金据置」となりますので、配布してあります資料の修正をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

	<p>それでは、資料3「受益者負担の見直し（案）一覧表（講座受講料）」の資料に沿ってご説明させていただきます。</p> <p>こちらにつきましても「使用料」「手数料・その他収入」と同様の考え方で、算定結果を基に4区分に分けて見直し結果を表記してまいります。</p> <p>それでは（1）から順に確認していきたいと思えます。</p> <p>（1）「生涯学習講座（みよし悠学カレッジ講座）」についてでございます。「講座受講料」と「パソコン追加経費」につきまして、⑨の理由のとおり近隣市町とのバランスにより「料金据置」としております。次に、（2）「資料館講座受講料」についてでございます。こちらは「料金据置」となっておりますが、理由としまして、講座は資料館活動の普及のためであり、参加者の技術の習得や作品制作を目的としていないとの理由により、「料金据置」としております。</p> <p>次に（3）「スポーツ教室受講料」についてでございます。「幼児体育教室」「幼児の親子体操教室」「スタンプ教室」の3講座につきまして、基本方針通り「料金改定」としております。</p> <p>次に（4）「男女共同参画ステップアップセミナー」についてでございます。「受講料」につきましては、（2）「資料館講座受講料」と同様に、男女共同参画意識を市民に広く周知するための事業でございますので、料金設定を低くする必要があることから「料金据置」としてまいります。</p> <p>最後に（5）「援農ネットみよし農業研修」の「農業ふれあいコース受講料」と「就農者育成研修受講料」についてでございますが、こちらにつきましても、⑨に記載のとおり、後継者不足、担い手不足を解消するという観点から「料金据置」としてまいります。</p> <p>以上が「講座受講料」の説明でございます。よろしく申し上げます。</p>
<p>村松会長</p>	<p>ご説明をいただきました。何かお気づきの点、質問等ありますでしょうか。</p> <p>ご意見がないようですので、受益者負担の見直し案については原案により決定したいと思います。</p> <p>それでは、事務局からお願いします。</p>
<p>典 礼 清水課長</p>	<p>村松会長どうもありがとうございました。委員の皆様もありがとうございました。受益者負担の見直しにつきまして、丁寧なご審議をいただき、大変お疲れ様でございました。</p> <p>受益者負担の見直し方針にもございますように、今年の12月の議会で関係条例の議案を提出いたしまして、承認をいただいた後で、令和2年1月に広報紙に掲載して市民の皆様には周知をはかっていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>本年度につきましては、行政改革アクションプランに基づき、4年に1度の受益者負担の見直しをさせていただきました。</p> <p>この見直しにつきましては、第6次みよし市行政改革大綱と第6次みよし市行政改革アクションプランに基づきまして、実施しておりますが、どちらも令和2年度までの計画となっております。そのため、来年度につきましては、第7次みよし市行政改革大綱と第7次みよし市行政改革アクションプランの策定準備を行う予定にしております。</p> <p>計画的に行政改革を推進していくために、委員の皆さまにおかれま</p>

	<p>しては、引き続きご意見等を伺ってまいりたいと考えておりますので、 よろしく願いいたします。</p>
--	--

以上をもちまして、令和元年度第2回みよし市行政改革推進委員会を
終了いたします。どうもありがとうございました。